

☆☆

e - 普及だより

第 4 号（通算635号）

平成16年9月
編集・発行 農林水産省経営局普及課／女性・就農課

☆☆

このメールマガジンは、普及事業に関する情報などを、登録された皆様に無料でお届けするものです。

◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎	目	◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎
◎	☆目標達成型の普及活動への転換☆	◎
◎	・青森県農林水産部参事（農林水産政策課長）佐々木 正昭	◎
◎	☆普及員だより☆	◎
◎	・山形県村山農業改良普及センター 長谷川 東	◎
◎	☆農業改良資金コラム～農業改良普及員の視点から～☆	◎
◎	・富山県高岡農業改良普及センター 植木 琢磨	◎
◎	☆普及課からのお知らせ☆	◎
◎	・平成17年度協同農業普及事業関係予算概算要求の概要	◎
◎	・三位一体の改革について	◎
◎	・農業改良資金についてのよくある質問《FAQ》	◎
◎	★編集後記★	◎
◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎		◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎

目標達成型の普及活動への転換

青森県農林水産部参事（農林水産政策課長） 佐々木 正昭

明年4月改正農業改良助長法改正法の施行が目前に迫っている中で、各都道府県においては新たな普及体制等に向けた検討が大詰めの段階に入っていることと思う。

先日、山形県真室川町で開催された東北・北海道ブロック農業改良主務課長会議でも、今後の普及事業について大いに議論がなされ、北海道・東北各県の課長さんの熱い思いと考えが伝わってきて大変参考になったものである。

その後、伊藤普及課長から投稿を仰せつかったので、せっかくの機会であり、本県の農林水産行政の紹介と普及事業に対する私なりの思いを述べてみたい。

本県では、平成6年から農業構造政策推進ローラー作戦を展開している。これは、地域ごとに特色のある農業を実現するために、地域の動きをとらえながら、話し合いと合意形成に基づき課題解決を図っていくという、普及本来の手法を行政推進の展開手法として活用する、いわば「地域選択型農政」の実践である。

このローラー作戦の展開において、普及センターは地域リーダーとともに「切り口」となる地域のビジョンを描きながら合意形成を支援し、市町村・農協とスクラム体制を組み、最も効果が得られやすい国や県、市町村の事業を組み合わせ、多くの成果を上げてきた。

その成果の一例として、相馬村の全村をカバーする水稻生産組織の再編による果樹振興や天間林村のオーガニックプランに基づく有機の里づくりの事例があげられる。

しかし、農林水産品の販売環境は一層厳しい状況にあり、農林水産業の維持発展のためには販売促進対策が重要な課題となっていることから、本県の三村知事は「自らトップセールスを展開し、販路拡大に尽力する」との強いリーダーシップをもって、本年度から本格的に「攻めの農林水産業」を県政の重点施策に位置づけ展開している。

「攻めの農林水産業」は、生産から流通までを結びつけ、収益性のアップを図ることを基本として、消費者が求め、必要とする農林水産物やその加工品を売り込んでいくという取り組みを強力に展開していくものである。この取り組みを円滑に行うために、農林水産部に「総合販売戦略課」と「食の安全・安心推進室」を新設した。

新たな普及事業の在り方の検討にあたっては、普及組織が「攻めの農林水産業」にどのように関わるか、どのような役割を持つことで「攻めの農林水産業」が着実に展開できるか、の視点で検討している。

県の財政事情がきわめて厳しい中において、「目標達成型」の普及活動への転換を図ることが求められてきていることを十分に認識しなければならない。

現在のところ、前述したローラー作戦の展開とリンクしながら、スペシャリスト機能を担う普及指導員が本県農業の中心的な役割を担う認定農業者や法人等のプロ農業者に対する高度技術革新の支援を、コーディネート機能を担う普及指導員は集落型経営体の育成や産地力強化、地産地消など「攻めの農林水産業」の実践指導を担わせることで検討している。

農政の実戦部隊として、行政及び試験研究機関との連携をこれまで以上に強め、地域振興目標の着実な達成を指向する普及活動が望まれる。

我が国の食料自給率を高めていく上で重要な役割を担う普及活動について、三位一体改革による地域農業の弱体化や、協同農業普及事業の後退がないように、これまで以上のご尽力を農林水産省に対して期待しているところである。

財政難と直接向かい合いながら、地域農業の維持発展が普及事業に託されている現実を直視していただき、都道府県の普及事業が効果的に実施できる条件整備を切に願います。

普及員だより

山形県村山農業改良普及センター 長谷川 東

皆さんはじめまして第4号を執筆することになりました山形の長谷川です。よろしく願います。

私は勤めてから今年で18年目を迎えます。普及は奥が深く、“これだ”というものを見出せないながら現在に至っています。

これまでの活動を「期間×深さ」という式で表すと、専門項目の野菜よりも「担い手育成」に関わってきた時間の方がはるかに長く感じます。若い農業者は大きな可能性を秘めているので、これからも盛り上げていこうと思っているのですが、実際の場面では「これでいいのか」と迷いながらやっています。

そのような中で最近思うことが一つあります。それは問題解決のヒントは日常生活の中にもたくさん落ちているということです。

今年上の子（長男）が小学校に入学しましたが、一桁のたし算がわからなくて苦労しました。1から100までの数字を数えることはすらすらできたので、一桁のたし算でつまづくことはないだろうというのは甘い考えでした。

子供と接して初めてわかったことは、子供には「たす（増える）」という概念がないことでした。「たす」という概念がないので2+1や3+1も1から指で数えないとわからない状態でした。また、教え方にも問題がありました。それは宿題のプリントを中心に理論で数を教えようとしたことです。理論的に無理やり押し付けられるのですから身につくはずがありません。心のシャッターが下りた状態では何をやってもだめでした。心のシャッターは「すべてをはね返す力」を持っていることも知りました。まずは心を開くための動機や機会をつくることに苦心すべきだったと反省しています。

結局、子供が「たす」ことを覚えてきかけは、母親が意識的におやつや食事の時間、遊びといった生活の中で、数との接点を持たせたことでした。数だけを並べてもたし算の本当の意味は理解できません。1、2、3、4と数えられるだけでも数を理解したことにはなりません。「いち、に、さん、し・・・」は「ぞうさん、ぞうさんお鼻が長いね・・・」と歌っているのと同じことなりました。数の概念は2や3のかたまりを「いち、に」と数えることなく即座に「2」「3」と答えられるようになってはじめて身についたと言っているでしょう。また、一年生で習うような基礎的なことは生活体験が伴わないと特に学力がひ弱なものになってしまうのかもしれない。

二学期に入ると繰り上がりの計算が待っています。繰り上がりの計算は子供にとってかなりむずかしいとも聞いてきますが、今度は子供が自ら気づくような環境をつくることに徹し、決して無理強いしないようにしたいと思います。どこの親も一緒かもしれませんが、他人の子供のことなら笑って済ませて自分の子供が同じことをやったら許せないということはたくさんあると思います。

ただし絶大な忍耐が必要と思われるので、実行するには不安もあります。

このように子供を通して色々なことを学んだ今年の夏でしたが、この経験はこれからの担い手育成に多いに役立つものと思います。2年後の平成18年には全国農業青年交換大会が山形県で開催されます。現在それに向かって進もうとしているところですが、規模が規模だけにこれから様々な課題が降りかかるといいます。大会の成功には主役である農業青年と普及センターの一体化がそのベースになければならないと考えています。そのためにはどうしたらいいのか、よりも強固な信頼関係を構築するにはどうしたらいいのかを考えながら仕事をしています。

農業改良資金コラム～農業改良普及員の視点から～

富山県高岡農業改良普及センター 植木 琢磨

1. はじめに

私は、平成15年4月に当センターへ赴任し、資金・経営担当として約1年半になりますが、制度改正後、初めて農業改良資金の資金導入に携わった事例と、その事例を通じて自分自身が学んだ点や普及センターで蓄積したノウハウなどを述べて、皆さんの参考になれば幸いです。

2. 制度改正のポイント

農業改良資金については、平成14年度7月に改正されましたが、改正のポイントは3点あると考えています。

1) 国・県で定めたメニュー方式 ⇒ 経営体に応じた農業改良措置に対して貸付

2) 県からの直接融資 ⇒ 農協を通じた転貸方式の導入

3) 連帯保証人が必要等機関保証の対象外 ⇒ 機関保証の対象化

特に、1)については、経営体に依拠して新作物の導入、新技術の導入等経営改善の取り組みの総称である農業改良措置に該当するか否かが貸付条件の鍵となります。

また、2)については、富山県の場合、農協転貸方式による貸付を原則としており、農協の理解を得て進める必要があります。

3. 養液トマト栽培農家の事例

1) 農業改良資金導入の概要

この農家は、平成3年に新規就農し、既存の14aのハウス施設で養液トマト栽培に取り組み、市場評価も高く、販売量の増大を図るため、新たに14aの規模拡大をしたい旨の相談を受けました。

今回の規模拡大は、非常に大規模な施設投資となることから、できるだけ投資の負担を少なくしたい農家の意向を受け、市、農協と連携し、鉄骨ハウスは県単補助事業を受け、補助残は近代化資金、また、施設内の養液システムや温調システムは農業改良資金で導入しました。

2) 農業改良措置の判断は？

園芸担当普及員が農家の意向を受け、資金担当（当方）へ相談を持ちかけたのを契機に所内でも検討し、県担当課と早めの事前協議を重ねた結果、農業改良措置については、ア）従来の養液システムより、更に高品質を図る新たなシステムの導入、イ）市場出荷に加え直売の拡大等から農業改良措置と認定されました。

3) 農協との連携

この農家においては、トマトの資材購入・販売は農協と取引が無く、資金の導入が懸念されたが、計画策定時から農協の支店、営農課等とも含めて計画を進めたことにより、農協転貸による農業改良資金導入に至りました。併せて、農家が希望する機関保証の活用が図られました。

4. 最後に

以上この事例を通じて、学んだ点は、1) 農家から融資相談があれば、“まずは、農業改良資金の導入検討”、2) 計画策定時から農協との連携を図るために“直ぐに農協へ”の2点です。

この点を踏まえて、農家にとってメリットの大きい無利子の農業改良資金を積極的に活用し、担い手の経営改善を支援する普及活動に今後とも取り組んでいきたい。

普及課からのお知らせ

【平成17年度協同農業普及事業関係予算概算要求の概要】

8月31日に平成17年度予算概算要求を取りまとめ、同日財務省に提出しましたのでご紹介します。

改正された農業改良助長法に沿って、農業者の高度で多様なニーズに対応できる普及事業を展開するため、普及事業の重点化・効率化、普及職員の資質向上等を図るとともに、「基本方針2003」を踏まえ組織のスリム化を進める。

	17年度	16年度
	概算要求額	予算額
		百万円

- | | |
|--|-------------------|
| 1. 協同農業普及事業交付金 | 21,812 (23,429) |
| 2. 強い農業づくり交付金のうち普及対策
金額は、強い農業づくり交付金 | 64,330 (0) 百万円の内数 |

(1) 革新的技術導入総合支援タイプ
革新的技術の導入等により経営改善に取り組む経営体及び、消費者の視点を重視した地域農業の再生等に取り組む地域を支援するため、技術・経営の両面から普及指導員の調査研究活動を通じたより高度で重点的な普及活動を実施する。

(2) 普及職員機能強化緊急対策タイプ
普及事業の改革に伴い今後の普及職員に求められる機能を早急に強化するため、スペシャリスト能力をさらに強化しつつ、普及職員の技術指導能力、課題解決能力等を強化するための研修や地域農業のコーディネート力を向上させるための研修等を緊急的に実施する。

(3) 民間能力活用促進タイプ
民間との役割分担による普及活動の高度化・効率化を進めるため、市町村・農業団体における技術指導拠点の機能強化及び営農指導能力の向上を図る。また、質の高い担い手の確保を図るため、農業法人への就農者等に対する効率的・効果的な研修計画の作成等に対し支援を行う。

(4) 農業経営IT活用支援推進タイプ
ITを活用した農業経営の発展と担い手の育成に資するため、普及指導センターに蓄積された生産・経営情報等の電子化による有用なデジタル・コンテンツの充実を図るとともに、携帯端末にも対応した「バーチャル普及指導センター」の構築等を行う。

3. その他（民間団体事業等）

普及事業の高度化を促進するため、普及指導員の高度な技術革新の支援を強化するための調査研究活動を支援。

また、より効率的・効果的な普及活動を実施するため、解決すべき課題に応じて利用価値の高い情報を迅速に抽出できる普及活動効率化支援システムを構築。

- | | |
|----------------|------------|
| ・革新的技術導入総合支援事業 | 13 (8) |
| ・普及活動情報基盤整備事業 | 184 (132) |

独立行政法人試験研究機関等で開発された高度先進的な技術を普及指導員にいち早く習得させるとともに、自発的な研鑽を助長できるよう研修環境の整備を拡充・強化。

- | | |
|------------------------|----------|
| ・革新的農業技術習得研修委託事業 | 34 (22) |
| ・普及職員自己研修支援体制整備調査等委託事業 | 7 (0) |

各事業の概要については下記をご覧ください。
<http://www.ei-net.ne.jp/bbs-data/339375>



【三位一体の改革について】

三位一体の改革についての総理からの要請により、8月24日に地方六団体が国庫補助負担金改革の具体案をとりまとめ、提出しました。今後、この

改革案を踏まえて、政府内において具体的な検討に入り、年内に三位一体の改革の全体像を決定することとなっています。この改革案の中には、「廃止して税源委譲の対象とすべき補助金」として農林水産関係の補助事業も多数あげられており、協同農業普及事業交付金については、「廃止し、8割に相当する額を税源委譲する」とこととされています。今回の改革は、これからの普及事業の在り方にも大きく関わることであり、今後様々な議論・検討がなされていくこととなります。

今回は、その地方六団体がまとめた改革案の概要を掲載します。
 [なお、この改革案の概要は、地方六団体の報告書をもとに、農林水産省経営局普及課において便宜的にまとめたものです。]

地方六団体の国庫補助負担金等に関する改革案（平成16年8月）の概要

- 1 改革案を提示するに当たっての前提条件
 国と地方六団体等との協議機関を設け、改革の具体策について協議を行うこと等。
- 2 三位一体の改革の全体像
 三位一体の改革期間について、平成16年度～18年度までを「第1期改革」、平成19年度～21年度までを「第2期改革」とし、全体で8兆円程度の国から地方への税源委譲と9兆円程度の国庫補助負担金の見直しを行う。

- ①国から地方への税源委譲
 - 第1期改革 3兆円程度（所得税から住民税へ）
 - 第2期改革 3.6兆円程度（消費税のうち、地方消費税分を引き上げ）
 - 第1、2期を通じた改革 1.4兆円程度（揮発油税の一部の地方譲与税化を検討）

- ②国庫補助負担金の見直し
 - 第1期改革
 - 16年度削減分 約1兆円
 - 17年度～18年度 3兆円程度
 [地方財政法第16条関係国庫の補助金をはじめ、税源委譲につながる国庫補助負担金を廃止]

- 第2期改革 3.6兆円程度
- 第1、2期を通じた改革 1.4兆円程度
 （3兆円の別枠として地方道路整備臨時交付金等を廃止）

③地方交付税の見直し

- 3 平成17年度及び18年度における国庫補助負担金等の改革
 平成17年度及び18年度に廃止して税源委譲すべき補助金（以下「委譲対象補助金」という。）は、
 - ・地方財政法第16条関係の経常的な国庫補助金（0.6兆円程度）
 [地方公共団体の事務として、同化・定着、定型化し、引き続き地方が実施する必要があると思われるもので、国庫補助金の廃止後においても税源委譲により財源の確保が必要となるもの]
 - ・公共事業等投資的な国庫補助負担金（0.6兆円程度）
 - ・義務教育費国庫負担金（0.8兆円程度）
 等総額3.2兆円とし（主な委譲対象補助金は別表のとおり）、税源委譲されるべき額は、総額3兆円程度とする。

- 4 国による関与・規制の見直し等
 三位一体の改革を推進する車の両輪として、補助金改革と併せ、次の改革を行う。
 - 必置規制、基準の義務付けの廃止
 - ・補助金廃止により、一般財源化された事務事業について、必置規制、基準の義務付けを廃止
 - ・自治事務については、原則として必置規制、処理基準等事務の細則を定めた政省令を廃止し、条例で定めることとするよう個別法を改正
 - その他、地方の役割・権限の拡大等

委譲対象補助金の概要（農林水産関係を中心に記載）

	16年度国予算額
社会保障	9,365億円
文教・科学振興	1兆1,458億円
公共事業	9,996億円
（うち農林水産省関係	2,334億円）
経営体育成基盤整備事業費補助	895億円

農道整備事業費補助	
その他	1,465億円
（うち農林水産省関係	755億円）
農地保有合理促進対策費補助金	50億円
農業近代化資金利子補給等補助金	35億円
協同農業普及事業交付金	234億円
農業委員会交付金	108億円
林業普及指導事業交付金	34億円
水産業改良普及事業交付金	6億円
植物防疫事業交付金	4億円
農業経営対策事業推進費補助金	31億円
農業経営対策地方公共団体事業推進費補助金	11億円
農業信用保証制度円滑化対策事業費補助金	6億円ほか

※ 地方六団体が経済財政諮問会議に提出した「国庫補助負担金等に関する改革案」に関する資料については、下記ホームページをご参照下さい。
<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2004/0824/agenda.html>



【農業改良資金についてのよくある質問《FAQ》】

農業改良資金は、平成14年度に農業者の経営発展を支援するため、担い手に分かりやすく、使いやすい資金となるよう平成14年度に全面改正を行ったところです。しかしながら、貸付実績額をみると平成14年度39億円、15年度31億円と貸付額は低迷しています。これは、経済状況の悪化により農業者が新たな投資を控えていることや市中の金利が低下している中で、無利子資金のメリットを十分に発揮しきれていないこと等が要因と考えられますが、本制度の運用上の誤解等から貸付けが円滑に行われていない事例も見受けられますので、問い合わせの多いものや間違いやすいものを紹介しますので、貸付促進に役立てて下さい。

- (1) 農業改良資金は一度しか貸せない？更新は貸せない？
詳細については下記をご覧ください。
<http://www.ei-net.ne.jp/bbs-data/339223>
- (2) 補助事業と農業改良資金のセット利用を！
詳細については下記をご覧ください。
<http://www.ei-net.ne.jp/bbs-data/339224>
- (3) 特定地域資金の償還（据置）期間の特例の活用を！
詳細については下記をご覧ください。
<http://www.ei-net.ne.jp/bbs-data/339225>
- (4) 償還の支払猶予は1年だけではない！
詳細については下記をご覧ください。
<http://www.ei-net.ne.jp/bbs-data/339228>
- (5) どのようなものが農業改良措置なのですか？
詳細については下記をご覧ください。
<http://www.ei-net.ne.jp/bbs-data/339229>
- (6) 農業改良普及支援協会ホームページ及び「農業改良資金有効活用事例情報集」の活用を！
詳細については下記をご覧ください。
<http://www.ei-net.ne.jp/bbs-data/339230>

なお、農業改良資金のPR資料や事例集については、以下のページを参考にしてください。

- ・ 農業改良資金のPR資料
<http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/fukyuuka/newsite/kai-sikin.pdf>
（農林水産省HP）
<http://www.ei-net.ne.jp/bbs-data/337538/>
（全国農業改良普及支援協会）
- ・ 農業改良資金有効活用事例集
<http://www.maff.go.jp/danjo/sikin-zirei.pdf>
（農林水産省HP）
<http://www.ei-net.ne.jp/bbs-data/337538/>
（全国農業改良普及支援協会）

編集後記

先月、最後の専門技術員資格試験の一次試験が終了しましたが、いかがでしたでしょうか？一次試験の合否については11月30日に受験者あてに発送される予定です。

今年は台風が多い年です。これから収穫の秋を迎えますが、台風等の被害がない（少ない）ことを願っています。

次回のメルマガジンは、10月初を予定しています。

なお、このメルマガジンに関するご意見・ご要望などがございましたら、下記までご連絡願います。

e-fukyu@nm.maff.go.jp

03-3502-8111（4278）

*** ご注意 ***

メルマガジンに記載したURLで、一部PDF形式のものがあります。PDFファイルをご覧いただくためには、農林水産省ホームページにある「Get Acrobat Reader」のボタンでAcrobat Readerをダウンロードしてください。
